

せたな町総合計画策定庁内プロジェクトチーム設置要綱

平成18年6月1日
せたな町訓令第40号

(設置)

第1条 せたな町総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、せたな町総合計画策定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想及び基本計画の素案の策定に必要な資料の収集に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の策定に係る課題整理、施策の検討に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は課長補佐、主幹、係長及び消防次長、主幹をもって充てる。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選による。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームは、座長が招集し、座長がその議長となる。

(職員の協力)

第6条 座長が必要と認めるときは、関係職員等に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 プロジェクトチームに専門的事項を担当させるために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営等について必要な事項は、町長が別に定める。

(庶務)

第8条 プロジェクトチームの庶務は、政策調整課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。